

就学校の指定を変更できる事由(小学校)

	具体的事由	該当学年等	許可期間	添付書類	許可条件	
1	身体的事由による場合	全学年	必要と認められる期間	医師の診断書等、事由を証明できる書類	〇〇〇 通学の上 支障のな い場合 につい ては、 保護者 が責任 を負う 。校長 の指示 に従う 。	
2	いじめ・不登校等への対応を目的とする場合	全学年	必要と認められる期間	教育委員会が必要と認める書類		
3	住宅建築にかかわる場合	改築で住民登録を異動せず、仮住居から現在の就学校への通学を希望する場合 全学年	必要と認められる期間	仮住居に住んでいることが確認できる書類(住宅関連の契約書等の写し)		
4	市内で転居する場合	転居前の学校に引き続き就学したい場合	全学年	住民異動届の届出日を含む学期まで		就学指定通知書
			同一校に3年以上就学している場合	卒業まで		就学指定通知書
			小学校6年生	卒業まで		就学指定通知書
	住宅の新築等により、転居前に予め転居後の基本校への就学を希望する場合	全学年	住民登録の異動予定日まで(おおむね住宅引渡し日の1ヶ月程度後までを目安とする)	転居先及び住宅引渡し日が確認できる書類(住宅関連の契約書等の写)		
5	児童の帰宅先が住民登録地でない場合	全学年	1年間ごとの更新が必要	祖父母・親戚宅等へ帰宅する場合		帰宅先及び緊急連絡先となることを認める祖父母・親戚等の一筆
	親の経営する店舗へ帰宅する場合			店舗の営業証明書及び帰宅先が店舗となることが記載された保護者の一筆		
6	兄弟とPTAを二分しない場合	1～5年生	兄弟が在学するまでの期間	特に無し		
7	市内居所の基本校への就学を希望する場合(市内に別途住民登録を有しているが住んでいない)	全学年	必要と認められる期間	市内に居住していることのわかる書類(住宅関連の契約書等の写)		
8	その他教育委員会が相当と認める場合	通学区域の改変や学校の新設等 全学年	教育委員会が相当と認める期間	教育委員会が必要と認める書類		

就学校の指定を変更できる事由(中学校)

	具体的事由	該当学年等	許可期間	添付書類	許可条件	
1	身体的事由による場合	全学年	必要と認められる期間	医師の診断書等、事由を証明できる書類	〇〇〇 通通通 学学学 途学上 中方法 の支障 事との 故経な 等路い にに場 つつ合 いてて はは限 る。 保通 護学 した 者が 責任 を負 う。の 校長 の指 示に 従う。	
2	いじめ・不登校等への対応を目的とする場合	全学年	必要と認められる期間	教育委員会が必要と認める書類		
3	住宅建築にかかわる場合	改築で住民登録を異動せず、仮住居から現在の就学校への通学を希望する場合	全学年	必要と認められる期間		仮住居に住んでいることが確認できる書類(住宅関連の契約書等の写し)
4	市内で転居する場合	転居前の学校に引き続き就学したい場合	全学年	卒業まで		就学指定通知書
		転居後の学校に転校したい場合	全学年	卒業まで		就学指定通知書
		住宅の新築等により、転居前に予め転居後の基本校への就学を希望する場合	全学年	住民登録の異動予定日まで(おおむね住宅引渡し日の1ヶ月程度後までを目安とする)		転居先及び住宅引渡し日が確認できる書類(住宅関連の契約書等の写)
5	市内居所の基本校への就学を希望する場合(市内に別途住民登録を有しているが住んでいない)	全学年	必要と認められる期間	市内に居住していることのわかる書類(住宅関連の契約書等の写)		
6	その他教育委員会が相当と認める場合	通学区域の改変や学校の新設等	全学年	教育委員会が相当と認める期間	教育委員会が必要と認める書類	

(全学年には新入生を含む)

区域外就学を承諾する事由

具体的事由		該当学年等	許可期間	添付書類	許可条件
1	身体的事由による場合	全学年	必要と認められる期間	医師の診断書等、事由を証明できる書類 住民票	〇〇〇 通学上支障のない場合に限り、通学方法の経路については、保護者が責任を負う。学校の指示に従う。
2	いじめ・不登校等への対応を目的とする場合	全学年	必要と認められる期間	教育委員会が必要と認める書類 住民票	
3	住宅建築にかかわる場合	改築で住民登録を異動せず、仮住居から現在の就学校への通学を希望する場合 全学年	必要と認められる期間	仮住居に住んでいることが確認できる書類(住宅関連の契約書等の写し)	
4	転出時に転出前の学校への通学を希望する場合	小学校1年生から小学校5年生	住民異動届の届出日を含む学期末まで	転出証明書(市民課、北部・南部出張所で発行されたもの)	
		小学校6年生	卒業まで		
		中学校1年生から中学校2年生	住民異動届の届出日を含む学期末まで		
		中学校3年生	卒業まで		
住宅の新築等により、市内転入前に予め市内転入後の基本校への就学を希望する場合	全学年	住民登録の異動予定日まで(おおむね住宅引渡し日の1ヶ月程度後までを目安とする)	転居先及び住宅引渡し日が確認できる書類(住宅関連の契約書等の写) 住民票		
5	市内居所の基本校への就学を希望する場合(市外に別途住民登録を有しているが住んでいない)	全学年	必要と認められる期間	市内に居住していることのわかる書類(住宅関連の契約書等の写) 住民票	
6	その他教育委員会が相当と認める場合	全学年	教育委員会が相当と認める期間	教育委員会が必要と認める書類	

(全学年には新入生を含む)